

久米島町 下水道事業経営戦略

団 体 名 : 久米島町

事 業 名 : 下水道事業
(農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	農業集落排水事業 平成14年5月(供用開始後18年) 特定環境保全公共下水道事業 平成7年4月(供用開始後25年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	農業集落排水事業:非適用 特定環境保全公共下水道事業:非適用
処理区域内人口密度	農業集落排水事業 13.4人/ha(令和元年度) 特定環境保全公共下水道事業 19.6人/ha(令和元年度)	流域下水道等への 接続の有無	農業集落排水事業:無 特定環境保全公共下水道事業:無
処理区数	農業集落排水事業 処理区数:1処理区(大岳処理区)※特定環境保全公共下水道事業に接続しております。 特定環境保全公共下水道事業 処理区数:2処理区(イーフ処理区、仲泊処理区)		
処理場数	農業集落排水事業 処理場数:なし※清水浄化センターに接続しております。 特定環境保全公共下水道事業 処理場数:2処理場(イーフ浄化センター、清水浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と超過料金の合計額に消費税を加えた金額としています。 料金体系は以下のとおりです。 料金体系						
	基本料金		超過料金 1m ³ につき				
	用途別	単位	料金 (円)	水量	料金 (円)		
一般家庭	8m ³ まで	500	9m ³ ～20m ³ まで	73			
			21m ³ ～30m ³ まで	89			
			31m ³ 以上	100			
※料金体系は税抜き額を表示しております。							
料金計算例: 15m ³ 使用した場合							
基本料金	500円(8m ³ まで含まれる)						
従量料金	73円 × (15m ³ -8m ³) = 511円						
基本+従量	500円+511円 = 1,011円						
消費税	1,011円 × 10% = 101円						
下水道料金	1,011円+101 = 1,112円						
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金と超過料金の合計額に消費税を加えた金額としています。 料金体系は以下のとおりです。 料金体系						
	基本料金		超過料金 1m ³ につき				
	用途別	単位	料金 (円)	水量	料金 (円)		
業務用排水	8m ³ まで	500	9m ³ ～20m ³ まで	73			
			21m ³ ～30m ³ まで	89			
			31m ³ 以上	100			
※料金体系は税抜き額を表示しております。 ※水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用を含めて)営業用とする。							
料金計算例: 15m ³ 使用した場合							
基本料金	500円(8m ³ まで含まれる)						
従量料金	73円 × (15m ³ -8m ³) = 511円						
基本+従量	500円+511円 = 1,011円						
消費税	1,011円 × 10% = 101円						
下水道料金	1,011円+101 = 1,112円						
その他の使用料体系の概要・考え方	水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。 製氷業その他の営業で、現に使用する水の量が排出汚水量と著しく異なるときは、その使用者が規則で定めるところにより毎使用月の排出汚水量を記載した申告書をその使用月の末日から起算して7日以内に町長はその申告書の内容を審査してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。						
【農業集落排水事業】 条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,486	円	【農業集落排水事業】 実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,303	円
【特定環境保全公共下水道事業】 条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	1,486	円	【特定環境保全公共下水道事業】 実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	1,360	円
	令和元年度	1,513	円		令和元年度	1,473	円
	平成29年度	1,486	円		平成29年度	1,773	円
【特定環境保全公共下水道事業】 条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	1,486	円	【特定環境保全公共下水道事業】 実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	1,758	円
	令和元年度	1,513	円		令和元年度	1,757	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>下水道事業は上下水道課の下水道班で運営しており、令和2年4月1日現在は2名が業務に従事しています。</p> <p style="text-align: center;">【上下水道課】</p>
事業運営組織	<p>平成14年度の市町村合併後は、上下水道課で農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営しております。 現在は公営企業法非適用ですが、公営企業法適用に向けて移行取組中であり、令和6年4月より運営予定です。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、管路(漏水や詰まり)の維持管理を民間委託で行っています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

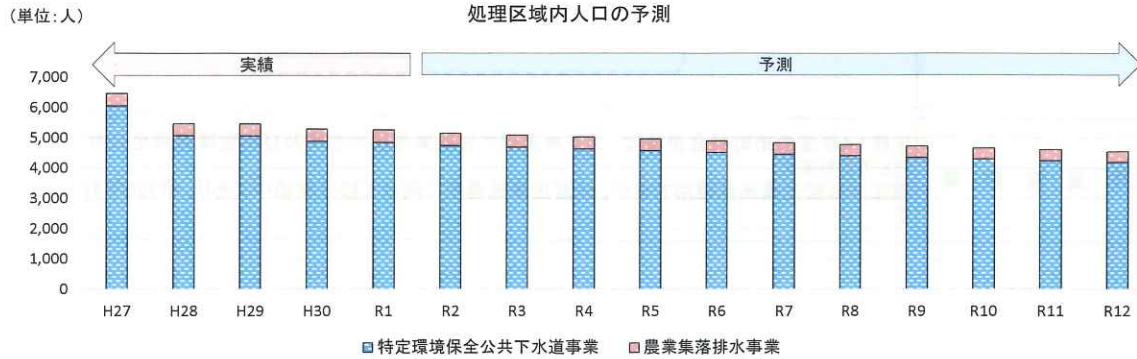
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>農業集落排水事業について</p> <p>収益的収支比率が100%を超えており、経費回収率・汚水処理原価が類似団体よりも良い数値となっていることから健全な運営が行えているように見えますが、収入には一般会計からの繰入金が含まれていることに注意が必要です。 水洗化率が類似団体より低いので、今後は下水道接続への啓蒙活動を行っていくことが必要です。</p> <p>施設の老朽化について、管路改善率は低い値となっていますが、管路の供用開始から18年と法定耐用年数(50年)に達していないことから、更新の緊急性はありません。</p>
<p>特定環境保全公共下水道について</p> <p>収益的収支比率が100%前後の水準、汚水処理原価が類似団体よりも良い数値となっていることから健全な運営が行えているように見えますが、収入には一般会計からの繰入金が含まれていることに注意が必要です。 経費回収率は平成29・30年度が類似団体より下回っていますが、これは資本費増加による影響が大きいためです。 水洗化率が類似団体より低く、併せて普及率も低いことから、今後は下水道接続への啓蒙活動と区域内の施設整備を行っていくことが必要です。</p> <p>施設の老朽化について、管路改善率は低い値となっていますが、管路の供用開始から25年と法定耐用年数(50年)に達していないことから、更新の緊急性はありません。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本町の行政区域内人口は「久米島町人口ビジョン」とおり減少する見込ですが、接続率増加に対する取組を進めていくことから接続人口は増加していくものと予測しています。特に、イーフ処理区は現在整備工事進行中のため今後の接続人口の増加が見込めます。
 本町の処理区域内人口の実績は、平成27年度の6,468人から令和元年度は5,261人と429人減少しました。今後も行政区域内人口の減少に伴い引き続き減少し令和12年度には4,551人になると予測されます。
 処理区域内人口は過去2年間の平均普及率に行政区域内人口を乗じて算定しています。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
特定環境保全公共下水道事業	6,057	5,068	5,058	4,887	4,847	4,746	4,689	4,633	4,577	4,521	4,465	4,411	4,357	4,303	4,249	4,195
農業集落排水事業	411	400	402	408	414	403	398	393	388	384	379	374	370	365	361	356
計	6,468	5,468	5,460	5,295	5,261	5,149	5,087	5,026	4,965	4,905	4,844	4,785	4,727	4,668	4,610	4,551

(単位:人)

(2) 有収水量の予測

有収水量の実績は、平成27年度は362千 m^3 でしたが、令和元年度は382千 m^3 に増加しました。今後は、上記(1)処理区域内人口の予測による人口減少をマイナス要因としていますが、イーフ処理区で現在整備中の工事の結果、下水道接続数の増加及び下水道接続の加入促進を図ることで令和12年度には395千 m^3 になると予測されます。
 また、有収水量は過去5年間の一人当たりの年間有収水量平均に接続人口を乗じて算定しております。

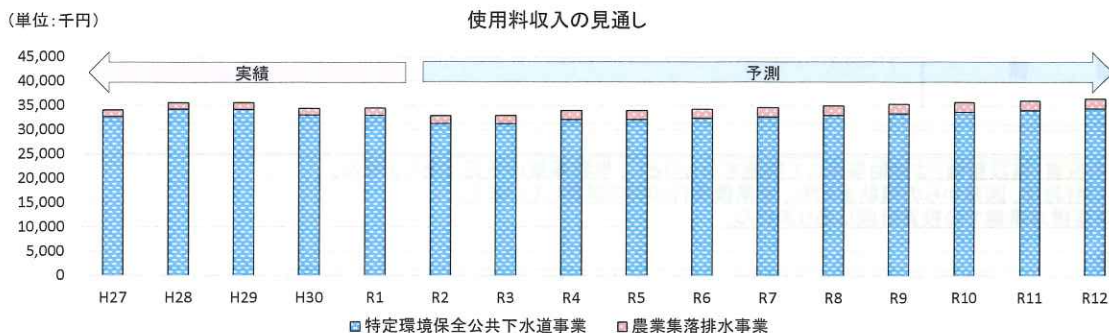


	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
特定環境保全公共下水道事業	344	358	373	363	363	335	335	345	345	348	350	354	358	362	366	369
農業集落排水事業	18	19	20	19	19	20	22	23	23	24	25	25	25	25	25	25
計	362	377	392	382	382	356	357	368	368	372	376	379	383	387	391	395

(単位:千 m^3)

(3) 使用料収入の見通し

本町の使用料収入の実績は、平成27年度は34,020千円でしたが、令和元年度は34,491千円に微増しました。今後は、有収水量の増加に伴い年々増加し、令和12年度は36,452千円になると予測されます。
また、料金収入は過去5年間の1㎡当たりの供給価格平均に年間有収水量を乗じて算定しております。



(単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
特定環境保全公共下水道事業	32,679	34,244	34,178	33,008	32,934	31,300	31,308	32,193	32,193	32,434	32,704	33,051	33,401	33,755	34,112	34,473
農業集落排水事業	1,341	1,305	1,361	1,347	1,556	1,600	1,692	1,807	1,807	1,906	1,979	1,979	1,979	1,979	1,979	1,979
計	34,020	35,549	35,539	34,354	34,491	32,900	33,000	34,000	34,000	34,340	34,683	35,030	35,380	35,734	36,091	36,452

(4) 施設の見通し

管路について、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道とも法定耐用年数を経過しておらず問題はありますが、機械及び電気設備について更新時期を迎える予定です。安定的な下水道事業運営のため今後も、補助金を活用した計画的な更新が必要です。

(5) 組織の見通し

上記「(1)事業の概況 ③組織」で述べたとおり、現在必要最小限の人数(2人体制)で下水道事業を運営しており、慢性的な職員不足の状態です。今後、下水道施設の老朽化や自然災害等の緊急事態への備えが必要になる事に加え、令和6年度の公営企業法適用に伴う事務の煩雑さを鑑み令和5年に職員1名の増員を予定しています。

3. 経営の基本方針

農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業

方針1 施設の適正な維持管理

①施設維持管理費の削減・・・修繕・改築の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図ります。

方針2 経営の安定化

①水洗化率向上・・・主たる財源である使用料収入の確保のために、下水道接続への加入促進に努めます。

②企業会計の活用・・・令和6年度から公営企業会計に移行することで、民間会計手法を活用して経営健全化に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画処理区内の下水道整備の推進 ・安定的な事業運営のため、老朽化施設の計画的な更新
-----	--

計画期間の投資(施設整備)は補助事業にて実施するものとし、単独事業の予定はありません。
補助事業の財源は、国県からの補助金60%、企業債発行40%で試算しています。
※農業集落排水事業での投資計画はありません。

(単位：千円)

投資額	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	合計
工事請負費	30,300	60,500	116,000	116,000	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000	1,234,800
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現場技術業務	8,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	116,000
設計業務		10,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	298,000
合計	38,300	82,500	164,000	164,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,648,800

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設整備にかかる費用の財源確保並びに下水道料金の適正化により一般会計からの繰入金の削減に努めます。
-----	---

財源の考え方は以下の通りです。

- 下水道料金………料金改定は行わず、現状の体系にて試算しています。
- 一般会計繰入金………収支不足分は一般会計から繰り入れるものとしています。
- 登録手数料収入………業者登録手数料として5年毎に発生するものとしています。(登録業者数20社、単価10,000)
- 企業債………補助事業の40%を企業債発行予定としています。
- 国庫補助金………補助事業の60%を予定しています。

(単位：千円)

投資額に係る財源	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	合計
補助金	22,980	49,500	98,400	98,400	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	989,280
企業債発行	15,300	33,000	65,600	65,600	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	659,500
自主財源	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
合計	38,300	82,500	164,000	164,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,648,800

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 委託料………計画策定・現場技術・交付金事業などは現時点で想定されるものを概算で見込んでいます。
それ以外は接続人口増加に伴い段階的増加を見込んでいます。
- 修繕費………過去実績を踏まえ、毎年度一定額を見込んでいます。
- 動力費………過去実績を踏まえ、毎年度一定額を見込んでいます。
- 職員給与費………令和6年度の公営企業法適用に向け令和5年度より職員1名の増員を見込んでいます。
- その他………内容に応じて過去実績又は令和2年度予算額を基にした一定額を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・県の動向に注視します。
投資の平準化に関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・該当ありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・該当ありません。
その他の取組	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・令和6年度の公営企業法適用に伴い、料金の適正化について検討します。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・活用可能資産が無いが検討します。
その他の取組	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・可能な限りの民間委託を行っている状況です。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・現在、必要最小限の職員数であり、さらなる人員の削減は困難な状況です。
動力費に関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・今後、大きな変動は無いと想定しております。
薬品費に関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・今後、大きな変動は無いと想定しております。
修繕費に関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・日常点検や委託業者との連携により適切な修繕を実施し、施設の延命化を図ります。
委託費に関する事項	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・委託内容を精査し、統合できる委託業務がないか検討し、経費削減を図ります。
その他の取組	農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業 ・該当ありません。

(4) 投資・財政計画(収支計画)のまとめ

<p>公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていますが、本町では収支均衡が取れておらず収支不足額を一般会計からの繰入金で賄っている状態です。今後、下水道接続への啓蒙活動により水洗化率向上に努め使用料収入の増加を見込んでいます。しかし、計画区域内の下水道施設の整備や老朽化施設の更新等により莫大の資金の支出が予測されており、一般会計からの繰入金なしでは資金不足が生ずる見込みです。</p> <p>一般会計からの繰入金を削減していく為にも適正な料金水準になるよう料金改定について適宜、検討します。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>策定した本経営戦略は、PDCAサイクルに基づいた進捗状況の確認・検証、計画見直しを定期的に行っていきます。</p> <p>進捗状況の確認・検証は毎年度決算実績との対比にて行っていき、それを踏まえた計画の見直しは3～5年毎に行っていきます。</p> <p>但し、社会情勢が大きく変化した場合などはその都度見直しを図っていきます。</p>
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [決見込]	本年度 令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字 (N)-(O) 赤字 (Q)	(P)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		1,369	1,600	1,692	1,807	1,807	1,906	1,979	1,979	1,979	1,979	1,979	1,979
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)													
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	6,480	5,838	5,185	4,520	3,842	3,152	2,448	1,732	1,178	615	352	178

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [決見込]	本年度 令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
収益的収支分		711	1,618	1,443	1,480	1,481	1,383	1,311	1,313	1,139	1,124	814	694
うち基準内繰入金		402	762	760	760	760	760	760	760	585	585	274	181
うち基準外繰入金		309	856	683	720	721	623	551	553	554	539	540	513
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		711	1,618	1,443	1,480	1,481	1,383	1,311	1,313	1,139	1,124	814	694

経営比較分析表（令和元年度決算）

沖縄県 久米島町

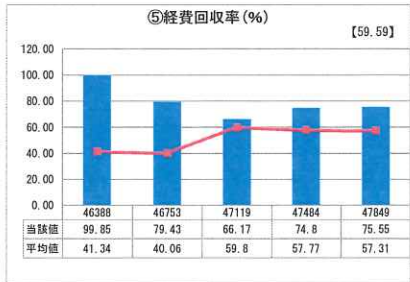
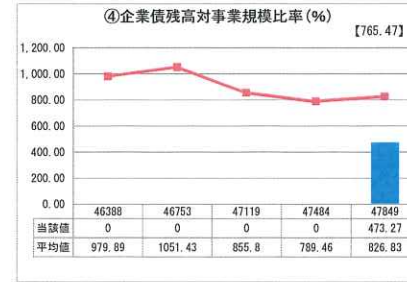
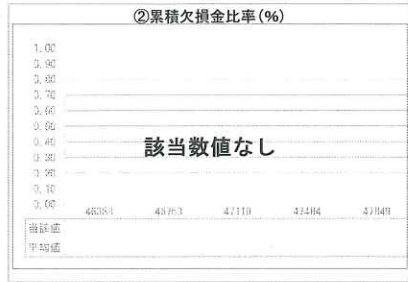
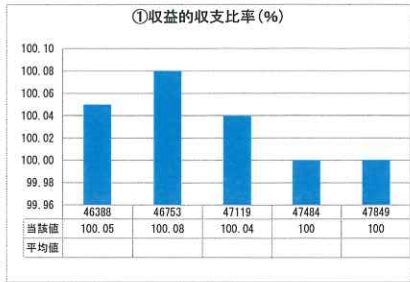
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	5.38	89.87	1,513

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,772	63.65	122.11
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
414	0.31	1,335.48

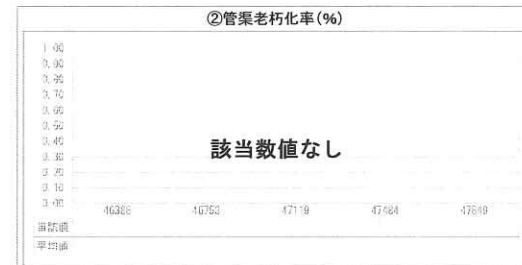
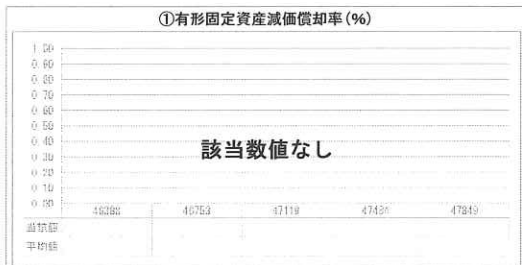
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
平成23年度に料金改定があり、以降各年度の収支は黒字となっており健全な状態といえるが、今後の設備更新投資等の財源を確保するためには、更なる費用の削減及び接続率の向上に取り組む必要がある。

④企業債残高対事業規模比率
新たな投資計画の予定がなく、企業債残高は少額となっている。毎年度の企業債元利償還金は、一般会計からの繰入金で賄っている。

⑤経費回収率
平成23年度に料金改定があり、平均値を上回るようになった。令和元年度には75.55%となっており、今後も回収率の向上に努める。

⑥汚水処理原価
平均値を下回っており有収水量の増加により原価は減少傾向にある。今後は、不明水への対策が必要となる。

⑦施設利用率
平成13年度特定環境保全公共下水道へ接続（汚水処理を特環の処理場で処理している）

⑧水洗化率
接続数は微増であるが処理区域内人口の減少により横ばい状態となっている。平均値を大きく下回っており適正な水準の料金に結び付けていない。今後は水洗化率向上のための普及啓発活動を強化する必要がある。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率
供用開始から19年経過しているが、現段階での管路更新の必要性は低い。

全体総括

経営の健全性及び効率性を図りつつ、今後想定される下水道施設の老朽化対策に向け、水洗化率の向上に努め、下水道事業として独立採算とする経営への取り組みが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	7,915	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575
前年度繰上充入金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P) (N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(O) (S)	41,048	31,301	31,308	32,193	32,193	32,434	32,704	33,051	33,401	33,755	34,112	34,473
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	1,013,763	921,826	819,186	737,379	690,294	648,236	629,791	626,322	632,671	641,823	656,348	672,255

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
収益的収支分	160,365	170,988	168,113	162,944	162,418	130,473	142,945	122,666	110,234	105,296	99,944	98,802
うち基準内繰入金	131,022	103,079	119,584	113,710	105,241	101,445	88,580	76,493	67,691	65,080	58,725	55,989
うち基準外繰入金	29,343	67,909	48,529	49,234	57,177	29,028	54,365	46,173	42,543	40,216	41,219	42,813
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	160,365	170,988	168,113	162,944	162,418	130,473	142,945	122,666	110,234	105,296	99,944	98,802

経営比較分析表（令和元年度決算）

沖縄県 久米島町

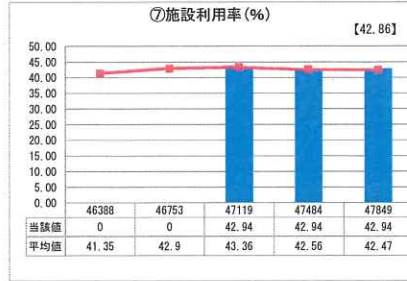
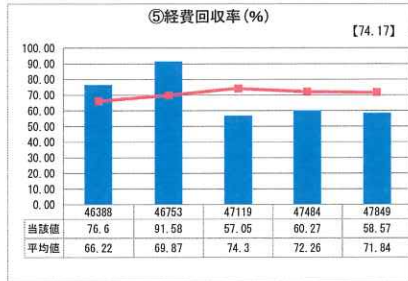
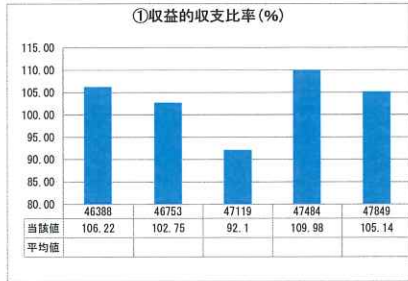
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	62.96	89.87	1,513

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,772	63.65	122.11
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,847	2.47	1,962.35

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
平成23年度に料金改定があり、以降各年度の収支は黒字となっており健全な状態といえるが、今後の設備更新投資等の財源を確保するためには更なる費用の削減及び接続率の向上に取り組む必要がある。

④企業債残高対事業規模比率
事業は継続しており企業債元利償還金は、一般会計からの繰入金で賄っている。

⑤経費回収率
平成23年度に料金改定しているが十分な料金水準とはいえず経費回収率は平均値を下回っている。汚水処理費のうち資本費が大きい。今後も回収率の向上に努める必要がある。

⑥汚水処理原価
平均値を下回っており有収水量の増加により原価は減少傾向にある。今後は、不明水への対策が必要となる。

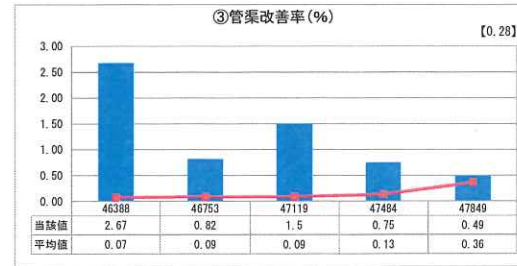
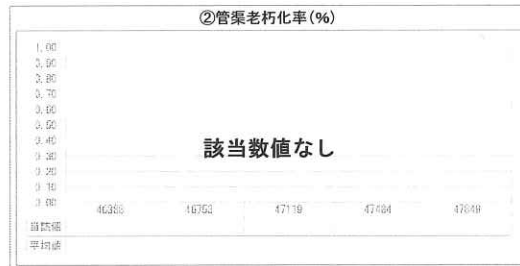
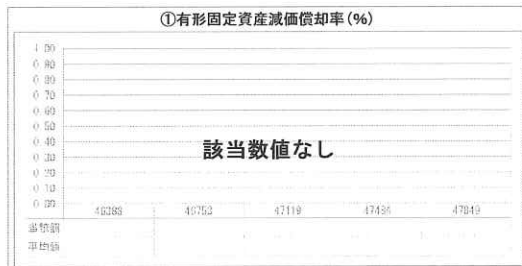
⑦施設利用率
令和元年度において42.94%と平均値を下回っており今後接続率を高め施設利用率の向上を図る必要がある。

⑧水洗化率
接続数は微増であるが処理区域内人口の減少により横ばい状態となっている。平均値を大きく下回っており適正水準の料金に結び付いていない。今後は水洗化率向上のための普及啓蒙活動を強化する必要がある。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率
供用開始から24年経過しているが、現段階での管路更新の必要性は低い。

2. 老朽化の状況



全体総括

経営の健全性及び効率性を図りつつ、今後想定される下水道施設の老朽化対策に向け、水洗化率の向上に努め、下水道事業として独立採算とする経営への取り組みが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。